

# 地域文化財総合活用推進事業

## ◆ 地域計画等 ◆

### 募集



**文化財保存活用地域計画・歴史文化基本構想を  
作成している市町村のみなさまへ**

**地域計画等に基づく地域の文化財の活用・保存の取組に  
ご活用いただける、令和3年度事業の募集を開始します！**

### ◆ 補助対象事業

#### ■ 普及啓発

- 文化財をユニークベニューとして活用したイベントの開催
- モニターツアーの実施
- オンライン配信によるシンポジウムの開催

#### ■ 人材育成

- 文化観光ガイドの養成
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費についても補助対象になります。

### ◆ 取組例



#### • 日南市 DENKEN WEEK

重要伝統的建造物群保存地区を舞台に文化財を活用した食、芸術、音楽の祭典を開催



#### • 高岡市 ふるこはんフェス DAY&NIGHT

重要文化財の勝興寺を活用し、坊主Café&Bar、お坊さんDJ、コンサートなどのイベントを開催



**募集期間**  
**10月30日(金)～12月25日(金) (消印有効)**  
 ※都道府県から文化庁への提出期間

# 地域文化財総合活用推進事業（地域計画等）

- ◆ 地域計画等とは…  
文化財保存活用地域計画または歴史文化基本構想をいいます

## 1. 目的

地域計画等に基づき実施される文化財を活用した取組を支援し、地域経済の活性化とともに文化財を未来に繋いでいくことを目的としています。

## 2. 補助事業者（補助の対象となる者）

地域計画等を策定している市区町村と民間団体等（文化財所有者や保存団体、観光団体等）で構成された協議会等

## 3. 補助対象事業

地域計画等を活用した、令和3年4月1日～令和4年3月31日に実施する以下の事業

- ①人材育成事業  
（地域の文化財を総合的に紹介するガイド等の人材育成）
- ②普及啓発事業  
（シンポジウムなど地域の文化財を普及啓発するための事業）

## 4. 補助金の額

総事業費の85%限度（予算の範囲内で調整）

## 5. 応募方法

市区町村が実施計画を作成 → 市区町村が交付要望書を都道府県を經由して  
協議会等が事業計画を作成 文化庁へ令和2年12月25日までに提出

## 6. 問い合わせ先

文化庁地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ  
〒605-8505 京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3  
TEL：075-330-6739 E-MAIL: bunkakanko@mext.go.jp

詳しくは  
同封の募集案内を  
ご覧ください！



地域文化財総合活用推進事業

検索



●HP：[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki\\_kasseika/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/index.html)